

# 手話言語の 法制化とは

1

## 手話通訳制度化への道

- ・昔の手話通訳は？
- ・制度化の四本柱  
**養成 派遣 設置 認定**
- ・1985年代 アイラブパンフ  
120万部の成果

2



3

## 手話の市民権と当事者主体の考え方

1980年代(昭和55年代)  
道交法、民法11条改正  
国連障害者の10年  
手話ブーム  
**→手話が市民権を獲得**

4

## 2006年(平成18年)12月 「国連障害者権利条約」

手話が「言語」として定義される  
「合理的配慮」の考え方

5

## 自立支援法から制度改革へ

- 2010年の政権交代による障害者自立支援法の改革
- 国連障害者権利条約に基づいた障がい者制度へ
- コミュニケーション保障は全ての障害者にとって必要
- 手話を身につける保障  
→新しい法律を作ろう

6



7

## 手話を『言語』と法で定めている国

### 憲法で認定

オーストリア、フィンランド、ポルトガル、ウガンダ、ベネズエラ等

### 手話言語法を制定

ハンガリー、チェコ、スロバキア、スペイン、ニュージーランド、キプロス、韓国等

### その他の法律で認定

フランス、ドイツ、ルーマニア、スウェーデン、リトアニア、日本

8

## 手話言語法の根拠

国連 障害者権利条約(平成18年採決)

条約第2条に「手話は言語」と明記

障害者権利条約批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2014年2月に発効

障害者基本法(平成23年改正)

「全ての障害者は可能な限り、言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められている

9

## 手話言語法制定推進の取り組み

2010年 手話言語法制定推進事業開始

国内調査、海外調査

2012年 手話言語法案・意見書発表

手話を獲得する、手話で学ぶ、手話を学ぶ、手話を使う、手話を守る、の五本柱

2013年 手話言語法推進運動本部発足  
条例制定、意見書採択請願、教材づくり

10

## 法案の内容—手話を獲得する

・手話について知る権利

耳鼻科等では手話についての情報を提供してくれない

手話言語法ができると

病院は手話についての説明をしなければならない

→ろう児への手話を獲得する権利を保障

11

## 手話を獲得する(手話を知る)

手話の情報がない



手話のことを知る!



12

## 法案の内容—手話を学ぶ

- ## ・手話を学ぶ権利

ろう学校や普通校では「手話を学ぶ」教科がない

手話言語法ができると

教科として「手話」が制定

→ろう児が自分の言語を学ぶことができるようになり、広く国民も手話を学習

## 法案の内容一手話で学ぶ

- ## ・手話で学ぶ権利

全てのろう学校で手話による授業をしている訳ではない

手話言語法ができると

すべてのろう学校で手話による授業が

→ろう児が自分の言語により学ぶことができるようになる

## 手話を学ぶ、手話で学ぶ

手話を教えてくれない

## 手話で教えてくれる！



## 法案の内容—手話を使う

## ・手話通訳の保障

要綱により手話通訳を派遣してもらえないことがあり、派遣先で断られることも

テレビ等に手話通訳がつかないことが多い

手話言語法ができると

## 当然の権利としての手話通訳保障

→幅広い場面での手話通訳が可能に

## 手話を使う(手話通訳を使う)その1

手話通訳はNG！

手話通訳OK！



17

## 手話を使う(手話通訳を使う)その2

ニュースがわからん！

ニュースがわかる！



18

## 法案の内容—手話を守る

### ・手話の普及と発展

公的機関による手話の普及啓発、研究整備などはほとんど行われていない

手話言語法ができると

手話の普及啓発と研究整備が進む

→恒久的に手話が守られ、発展していく

2025年6月  
「手話施策推進法」  
として制定施行

19

20

## 手話施策推進法の特徴①

一言で述べるなら

「手話言語法案から『言語』を省いた法」

21

## 手話施策推進法の特徴②

前文「手話を使用する者にとって生活を営む上で言語その他の意思疎通の手段」

ここだけ「言語」とある。

障害者基本法の「言語(手話を含む)」という理念が反映

22

## 手話施策推進法の特徴③

前文

「手話の習得及び使用に関する施策」  
「手話文化の保存・継承・発展」  
「手話に関する施策を総合的に推進」

手話言語法案にある五本柱の内容が明記

23

## 手話施策推進法の特徴④

全18条で構成

正式な法律名は  
「手話に関する施策の推進に関する法律」

24

## 手話施策推進法の特徴⑤

### 第五条

「政府は、手話に関する施策を実施するための必要な財政上又は法制上の措置その他の措置を講しなければならない」

どこまで予算化できるかはこれからの交渉・活動次第

25

## 手話施策推進法の特徴⑥

### 第十四条

「手話の日」を9月23日に制定

国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする

26

### 付則

「施行後おおむね五年を目処として必要があると認められるときは措置を講ずる」

石橋全日理事長「五年後には是非『言語』を入れたい」と報告会で発言

27

## 東京都手話言語条例

28

## 全国の条例推進状況

### 手話言語条例の成立

2013年10月8日 鳥取県

都道府県レベル=現在41都道府県

2013年12月16日 北海道石狩市

区市町村レベル=574区市町村

合計 615地域(2025. 12. 22)

29

## 都内区市の手話言語条例状況

2025年12月現在

①独立した手話言語条例…10地域

②ハイブリッド(手話言語+情報コミュニケーション)条例…17地域

③情報コミュニケーション条例…5地域

※4地域は①③両方制定のため全28地域

◎手話言語と情報コミュニケーションと一緒にすると「言語としての手話」のイメージが薄れ、「コミュニケーションとしての手話」というイメージになるので注意が必要

30

## 都と区市の条例の区分け

### 東京都の条例

○言語としての手話の定義と理念

○ろう教育や医療など大きな柱

### 区市町村の条例

○地域に密接した手話の普及などの施策

いずれにしても具体的な施策に結びつく  
ような内容が大事

31

2021年  
オリンピック開会式が  
契機になり急展開！

都議会で超党派の  
ワーキングチームが  
立ち上がる

32

## 手話言語条例WTへの要望

- ①手話は言語であり音声言語(日本語)と同等の存在であるという理念を明示すること
- ②施策に結びつく条例であること。特に教育における施策が重要

33

## 手話は言語であるという証明

1960年 ウィリアム・ストーキー(言語学者)が「手話の構造」で手話は自然言語であると研究発表

- 手話の言語学的研究が発展
- 手話が言語である事が多数の研究発表、多数の文献で証明

34

## 言語は理論的思考を作る①

言語とは(人の)論理的思考を作る大事なもの

→教育面に大きな影響がある

金沢大学の武居渡教授他の論文

「聴児の音声言語獲得と聾児の手話言語獲得過程は類似」

(「ろう児の言語獲得について」より)

35

## 言語は理論的思考を作る②

九州大学大学院耳鼻咽喉科分野  
中川尚志教授

「手話言語の獲得が早いほど視覚と聴覚による言語獲得が進む」

(「ろう児の言語獲得について—医学的視点から」より)

※いずれも2021/11/9手話言語フォーラム講演

36

## 人工内耳にも手話は有効

神戸大学 河崎教授

「人工内耳、補聴器使用の子こそ手話  
が必要」

集団による言語形成でアイデンティティ  
を構築

37

## 教育以外の内容

以下の内容も入れて欲しい

- 医療機関における手話通訳の保障
- 災害時における手話による支援
- 地域の意思疎通支援格差の是正

39

## 言語獲得の遅れ・不備による影響

語彙力、文章力、学習力、判断力、情  
報リテラシー、精神保健等に影響

コロナ調査で半数の高齢ろう者が情報  
リテラシーに問題があることが判明  
→支援が必要(相談支援事業、就労移  
行支援事業等)

38

2021年11月から2022年  
5月まで7回WT会議を経て  
(うち2回に東聴連も参加)

6月15日都議会本会議で  
東京都手話言語条例制定  
(9月1日施行)

40

## 東京都手話言語条例の特徴①

一言で述べるなら「必要なことが全て盛り込まれた実効力のある条例」

前文では「手話は独自の文法を持つ一つの言語であって、豊かな人間性を涵養（かんよう＝水が染みこむように自然に育む）し、知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産」

41

## 東京都手話言語条例の特徴③

都民や都の職員が手話を学習する、乳幼児からの相談支援＝手話を獲得、通訳の養成、手話による働きやすい環境整備支援などが明記

第十条において当連盟が強く要望した学校における支援が三項目にわたって細かく記されており、今後のろう教育の向上が期待＝手話を（で）学ぶ

43

## 東京都手話言語条例の特徴②

### 前文

「言語としての手話を獲得し、手話で学び、手話を学び、手話を使い、手話を守ることができる環境づくりを推進」

手話言語法案にある五本柱を明記

42

## 東京都手話言語条例の特徴④

医療サービスの環境整備、災害における措置＝手話を使う

手話に関する調査研究等の条文で「大学等と連携して研究調査及びその成果普及支援」という一文もあるのでレベルの高い都立大学の支援も期待＝手話を守る

44

## 板橋区手話言語条例 (参考)

45

### 板橋区の場合は①

板橋区手話言語条例(案)を2015年に作成

①石狩市の手話言語条例をベースに作成

＝シンプルで導入しやすい

②区民、区内店舗や企業への啓発が中心

③現在の制度の活用＝区の予算的負担はなるべくかからないよう配慮

明石市を参考に手話言語＋情報コミュニケーションの二重条例も検討したが断念

46

### 板橋区の場合は②

- ・板橋区手話言語条例を議会陳情の予定が、手話言語法意見書陳情で見送り
- ・WLパンフ、手話でGo!、手話ブックレット配布運動
- ・45周年祝賀会で区長、議長、各党代表に根回し
- ・2017年10月の第64回都大会(板橋主管)までに目処をつけたいと思っていたが法人化優先で間に合わず

47



48

### 板橋区の場合は③

- ・2017年4月にようやく行政の理解が得られたので、2018年2月に区議会へ陳情
- ・同年6月の健康福祉委員会前に議員と各党に根回し(手話言語法意見書交渉の経験と実績が活きる)
- ・健康福祉委員会で議員から積極的な意見  
⇒これを基に条例案をさらに良いものへ見直し
- ・2018年6月20日区議会本会議で陳情採択

49

### 板橋区の場合は④

- ・同年12月に概要パブコメ実施。方法(条文でなく概要でやる)なども区と意見を出し合って進める。
- ・臨時会報を発行し意見を呼びかけた結果、提出意見114名、524件(過去最多)
- ・健康福祉委員会でも議員から積極的な意見
- ・これを元に翌年3月に条文を区側から提案・修正

50

### 板橋区の手話言語条例

#### ＜施策の推進方針の策定①＞

区は、施策を推進するための方針(以下「施策の推進方針」という。)を策定し、必要な措置を講ずるものとする。

2 施策の推進方針は、区が別に定める障がい者に関する計画と調和が保たれたものでなければならない。

具体的な施策を条例に入れるとそれに縛られるので  
基本的な内容だけ入れることに

51

52

## 板橋区の手話言語条例⑧

### ＜施策の推進方針②＞

3 施策の推進方針においては、手話の普及啓発及び手話による支援者養成のほか、必要な事項について定めるものとする。

4 区は、施策の推進方針を定め、又はこれを変更する場合その他必要がある場合は、手話を必要とする者(盲ろう者を含む。)、手話通訳者その他関係者等に、広く意見を聞くよう努めるものとする。

53



54

手話言語条例は  
作ってからが大  
事

55